

学力の評価

評価基準

成績評価と判定基準は次のとおりです。

		評価	評点	QPI	内 容
判 格	合 格	A	100～90 点	4.0	特に優れた成績を示したものの
		B	89～80 点	3.0	優れた成績を示したものの
		C	79～70 点	2.0	妥当と認められる成績を示したものの
		D	69～60 点	1.0	合格と認められるための最低限度の成績を示したものの
		P	—		合格と認められる成績を示したものの
定 不	合 格	F	59 点以下	0	合格を「A、B、C、D」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったものの
		X	—		合格を「P」とする科目において、合格と認められるに足る成績を示さなかったものの
	履修中止	W			所定の期日までに履修中止の手続をしたものの
	認定科目	N	—		修得単位として認定されたものの

成績評価の原則

上智大学法科大学院の成績評価基本原則は以下の通りです。シラバスにおいて成績評価の基本原則による旨を記載している場合は、すべてこの基準に即しています。シラバスにおいて以下の成績評価基本原則とは異なる記載がある場合には、シラバスの記載が優先します。

1 通常の科目：

成績評価は、概ね平常点 30%、期末試験の得点 70%の割合でこれを行う。「平常点」の評価は、①授業への参加、②課題への取り組み、③小テストの成績等による。また、「期末試験」には、期末の試験期間中に行う試験のほか、それに準ずるものとして教員が指定する中間試験等も含む。

2 法律基本科目の演習科目〔および総合科目〕については、平常点（授業への参加、課題への取り組み、小テスト）を 30%、演習課題の成績と期末試験（期末レポート含む）の合計を概ね 70%とすることができる。

3 法律実務基礎科目の演習科目、模擬裁判、ネゴシエーション・ロイヤリング、リーガルクリニック、エクスターンシップ、国際仲裁・ADR：成績評価は、①授業への参加、②報告発表、③レポート課題の総合評価による。

成績評価の割合

履修学生総数が 15 名以上の科目について、履修者数に対する成績評価の割合は、概ね以下のとおりとします。

① A は、20%以下とする。

② B は、30%以下とする。ただし、A と合計して 50%を超えない限度で 30%を超えることができる。

③ A および B は、合計して 20%以上とする。

ただし、法律実務基礎科目の演習科目、模擬裁判、ネゴシエーション・ロイヤリング、リーガルクリニック、国際仲裁・ADRについては、Aは、50%以下、B以下については、成績評価割合を定めません。

エクスターンシップ（Ⅰ、Ⅱ）については、合格（P）または不合格（X）で評価します。

上記の割合は、レポートの成績評価にも適用されます。

履修学生総数が 15 名に満たない場合であっても、上記の基準を考慮して、成績評価を行うように努めます。

GPA (Grade Point Average)

各評価の Quality Point Index (=QPI: 上表参照) と呼ばれる値に各科目の単位数をかけたものが Quality Point となり、Quality Point の総合計を履修登録科目の総単位数で割ったものが GPA となります。W (履修中止)、N (認定科目)、P (合格)、X (不合格) は計算式に含まれません。

【GPA の計算式】

$$\frac{4.0 \times A \text{ の修得単位数} + 3.0 \times B \text{ の修得単位数} + 2.0 \times C \text{ の修得単位数} + 1.0 \times D \text{ の修得単位数}}{\text{履修登録科目の総単位数 (W、N、P、X として表示された科目を除く)}}$$